

風水害時の危険度を5段階の警戒レベルで伝達します

◆警戒レベルを用いた避難勧告等の伝達

災害発生時の危険が高まった
 ときの危険度が分かりやすいよう、避難情報と避難行動の対応を明確にした5段階の警戒レベルを設定されています。

警戒レベル	避難行動等 (とるべき行動)	避難情報等
警戒レベル 5	既に災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報 (状況により市が発令)
警戒レベル 4	速やかに避難先へ避難しましょう。避難先までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示 (緊急) (市が発令)
警戒レベル 3	避難に時間を要する方 (高齢の方、障がいのある方、乳幼児等) とその支援者は避難をしましょう。その他の方は避難の準備を整えましょう。	避難準備・高齢者等避難開始 (市が発令)
警戒レベル 2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	大雨注意報 洪水注意報等 (気象庁が発表)
警戒レベル 1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)

※各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することがあります。
 ※気象庁は、住民自ら避難の判断を下す参考となるよう、気象情報を「警戒レベル〇(3～5)相当」という表現で発表しますが、市では、その他の情報も参考に避難情報を発令するため、市の発令する「警戒レベル(避難勧告等)」と気象庁の発表する「警戒レベル相当情報」は、必ずしも一致しません。

避難所における新型コロナウイルス対応

新型コロナウイルスの感染が懸念される状況で災害時に避難所を開設する場合は、感染対策に万全を期すことが重要です。現段階における避難所に避難する場合のお願い、市の対応方針は、次のとおりとなります。

◆避難者へのお願い

①「避難」とは「難」を「避」けることであり、自宅の安全確保ができる場合は感染リスクを負って避難所に行く必要はありません。親戚や友人宅への避難も検討し、本当に避難所を必要とする方が利用できるよう、協力をお願いします。

◆避難所運営における市の対応方針

①基本的な感染対策の徹底
 手洗い、せきエチケット等の徹底、周知をします。

②避難所の衛生環境の確保
 避難所の物品等に目に見える汚れがあるときは、アルコール消毒液を用いて定期的に清掃します。

③十分な換気の実施、スペースの確保
 避難所内の換気に努めるとともに、避難者同士が十分なスペースを確保できるように留意します。

④発熱、せきなどの症状が出た方のための専用スペースの確保
 個室や専用トイレの確保に努めます。症状のある方は、一般の避難者と区画を分けることがありますので、ご協力をお願いします。

①基本的な感染対策の徹底
 手洗い、せきエチケット等の徹底、周知をします。

②避難所の衛生環境の確保
 避難所の物品等に目に見える汚れがあるときは、アルコール消毒液を用いて定期的に清掃します。

③十分な換気の実施、スペースの確保
 避難所内の換気に努めるとともに、避難者同士が十分なスペースを確保できるように留意します。

④発熱、せきなどの症状が出た方のための専用スペースの確保
 個室や専用トイレの確保に努めます。症状のある方は、一般の避難者と区画を分けることがありますので、ご協力をお願いします。

南玉地区では昨年10月25日の大雨で大規模な土砂崩れが発生。大量の土砂や流木が宅地内に流れ込むなど、大きな被害をもたらしました。災害後、市と災害協定を結

じて避難しましょう。

◆警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始
 避難に時間を要する方(高齢の方、障がいのある方、乳幼児等)とその支援者は避難しましょう。その他の方はいつでも避難できるように準備を整えましょう。

◆警戒レベル4 避難勧告または避難指示(緊急)
 対象地区にお住まいの方は、速やかに避難先へ避難しましょう。避難先までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所へ避難してください。

◆警戒レベル5 災害発生情報
 既に災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。

土砂災害に注意しましょう

大雨や台風による風雨に伴い、懸念されるのは土砂災害です。土砂災害は各地で発生しており、身近に起こり得る災害です。市では、土砂災害発生の恐れがある際には、避難勧告などを行います。市民の皆さんも、お住まいの地域が土砂災害の危険箇所にあたるかなどを確認し、災害に備えるようお願いします。

◆土砂災害警戒区域の指定
 千葉県が法律に基づき指定しています。

①土砂災害警戒区域
 崖崩れなどの土砂災害の恐れがある区域

②土砂災害特別警戒区域
 土砂災害警戒区域の中で、建物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れのある区域

市では90か所が指定されています。指定区域は市ホームページをご覧ください。

土砂災害の起る前兆

土砂災害とは、地中に染みこんだ水分が土の抵抗力を弱め、地震や大雨により突然崩れることをいいます。前兆としては次のようなものがあります。

- ・崖に亀裂が入る
- ・崖から水が吹き出ている
- ・崖から音がする

◆避難のポイント

①指定緊急避難場所への立ち退き避難
 ②近隣の安全な場所(近隣のより安全な場所・建物等)への立ち退き避難
 ③屋内安全確保(その時点でいる建物内において、より安全な部屋などへの移動)

土砂崩れ復旧工事が完了

南玉地区では昨年10月25日の大雨で大規模な土砂崩れが発生。大量の土砂や流木が宅地内に流れ込むなど、大きな被害をもたらしました。災害後、市と災害協定を結



▲復旧工事後の現地

る土留め工事が完了。現地では復旧作業に当たってきた関係者に地元地区から感謝の意が伝えられました。

台風などの自然災害により住家が被害を受けたときは

台風などの自然災害により被害を受けた世帯に市が発行する罹災証明書は、被災者の生活再建、住宅再建のための補助制度や保険会社へ損害保険を請求する際に必要となります。罹災証明書の申請には、被害状況が分かる写真の添付が必要です。申請時に、被災住宅の階数、間取り、写真ごとの被害状況を確認します。速やかな被害状況の確認のため、写真の撮影について次のとおりご協力をお願いします。

- ・デジタルカメラやスマートフォンにて、修理や片付けをする前に撮影してください。
- ・住宅の全景写真を可能な限り4面分撮影してください。
- ・浸水被害がある場合、メジャーを当てて全体を写した遠景と目盛が読み取れる近景を撮影してください。
- ・室内を撮影する場合、被災した部屋ごとの全景写真を撮影してください。
- ・被害箇所の面積割合が分かるよう、被害箇所を含む見切り範囲を撮影してください。
- ・被害程度が分かるよう、被害箇所の近景写真を撮影してください。

★被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう

①被災した部屋ごとに全景を撮影
 ②被害を受けた箇所の全体が分かるように

カメラスマホなどで4方向から撮影
 浸水の高さが分かるように

罹災証明書は、被災者の生活再建、住宅再建のための補助制度や保険会社へ損害保険を請求する際に必要となります。罹災証明書の申請には、被害状況が分かる写真の添付が必要です。申請時に、被災住宅の階数、間取り、写真ごとの被害状況を確認します。速やかな被害状況の確認のため、写真の撮影について次のとおりご協力をお願いします。

◆市の取り組み
 千葉県と連携し、土砂災害警戒区域の周知・啓発、土砂災害警戒情報が発令された際には、防災行政無線、市ホームページ、メール配信により避難勧告や注意喚起を行います。

市では、災害・行政情報などを皆さんに伝えるため、防災行政無線による放送を行っています。しかし、気象条件や家屋の気密化等により、放送が聞き取りづらい場合があります。戸別受信機は、停電時でも使用できるように乾電池が入っています。

◆戸別受信機
 放送を屋内で聞くことのできる機械です。屋内の電波が入りやすい場所で、コンセントにつないで利用します。電波が入らない場合は、外壁等に外部アンテナを設置します(外部アンテナに係る費用は市で負担します)。

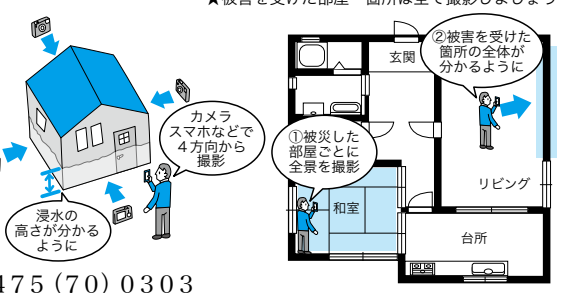
◆電池の残量の確認を
 戸別受信機は、停電時でも使用できるように乾電池が入っています。

◆戸別受信機の「乾電池」のランプが赤く光っているときは、電池の交換(マンガン電池)をお願いします。交換しても赤いランプが光っている場合は、電池の接触部分で錆がないか・金具がずれていないか確認してください。

◆負担金11万円(保守・修理費用含む)
 ※利用しなくなった場合でも負担金をお返しすることはできませんのであらかじめご了承ください。

◆戸別受信機の「乾電池」のランプが赤く光っているときは、電池の交換(マンガン電池)をお願いします。交換しても赤いランプが光っている場合は、電池の接触部分で錆がないか・金具がずれていないか確認してください。

◆負担金11万円(保守・修理費用含む)
 ※利用しなくなった場合でも負担金をお返しすることはできませんのであらかじめご了承ください。



市では、災害・行政情報などを皆さんに伝えるため、防災行政無線による放送を行っています。しかし、気象条件や家屋の気密化等により、放送が聞き取りづらい場合があります。戸別受信機は、停電時でも使用できるように乾電池が入っています。

◆戸別受信機
 放送を屋内で聞くことのできる機械です。屋内の電波が入りやすい場所で、コンセントにつないで利用します。電波が入らない場合は、外壁等に外部アンテナを設置します(外部アンテナに係る費用は市で負担します)。

◆電池の残量の確認を
 戸別受信機は、停電時でも使用できるように乾電池が入っています。

◆戸別受信機の「乾電池」のランプが赤く光っているときは、電池の交換(マンガン電池)をお願いします。交換しても赤いランプが光っている場合は、電池の接触部分で錆がないか・金具がずれていないか確認してください。

◆負担金11万円(保守・修理費用含む)
 ※利用しなくなった場合でも負担金をお返しすることはできませんのであらかじめご了承ください。